

議案第67号

建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区(32-1工区)工事〕

令和2年9月18日付で議決を得た公共八橋地区(32-1工区)工事請負契約について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
(4) 契約金額 一金 <u>65,508,300円</u>	(4) 契約金額 一金 <u>57,530,000円</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和3年6月17日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和